

福島復興再生総括本部会合（第1回） 概要

日時：平成25年2月15日（金）14：00～14：55

場所：復興庁1F記者会見室

【伊藤統括官から配布資料について説明後、各省から発言】

（環境省）

- ・災害廃棄物処理については、避難指示解除準備区域を最優先に対応してまいりたい。仮設焼却炉については、かなり大型のものを検討しているため、工事から完成まで1年はかかる予定。
- ・除染については、9の市町村が計画を策定し、そのうち6カ所で除染等を実施しているところ。仮置き場は3町村で確保されているが、引き続き仮置き場の確保に努めていきたい。今後は復興事業、特にインフラ整備との連携が重要と思量。また農地除染については、農水省と方法論についてはおおむね合意できているので、具体的な実施に向けて検討を進めていきたい。また森林除染について、林野庁のモデル事業とのタイアップ等を検討していきたい。

（厚労省）

- ・今後の帰還を考えると、病院の増築や病床の増数が必要になると予想されるため、あわせて看護師等も増やしていくことが必要。予備費で地域医療再生基金の積み増しを行ったが、引き続きセンター等を活用した対応も進めてまいりたい。
- ・看護師募集のフェアについては、当初は参加者が数名だったものの、最近では実際の就職に結びつく事例も出てきており、引き続きこうした取組を行っていきたい。
- ・いわき市については、看護師等の数は概ね充足しているとの認識だが、現場では待ち時間が長い等問題がまだまだ存在していると認識。問題解決のため、近々協議会を立ち上げる予定。

（経産省）

- ・グループ補助金については、①元の場所での再開しかできない、②共同施設については対象とならない、③元の規模に戻すまでしかできない、といった制約を設けてきたが、来年度は①②を緩和する予定。③についても、ある程度の滲み出しは認めていく方向で検討しているところ。
- ・来年度の立地補助金については、予算成立後速やかに事業の公募が行えるよう、予算成立に備えたい。

（文科省）

- ・域内には 8 つの県立高校に 2900 人の生徒が通っていたが、震災後はその半数近く（1000 人程度）がサテライト校に通学中。その際の通学支援にかかる経費は震災復興特別交付税の算定項目になっている。またサテライト校が遠すぎて通えない生徒については、教育委員会で宿泊施設を確保して生徒に提供する等、対応を行ってきたところ。
- ・双葉郡では新たな高校の設置を希望する声があると聞いている。現在、復興庁にも入っていただき、県も交えた形で双葉地区教育長会が双葉郡教育復興に関する協議会を開催しているところ。5～6 月を目途にビジョンをまとめる予定である。

（農水省）

- ・営農再開の前提として、除染やインフラ復旧が必要。環境省とも連携して農地除染を進めてまいりたい。
- ・24 年度補正予算で措置した福島県営農再開支援事業については、昨日から職員を派遣し、自治体からの要望の吸い上げを行っているところ。
- ・コメについては、25 年度の作付方針を定めた。線量的に問題ない地域については、原則作付可能とし、作付が難しい地域でも試験栽培や実証栽培を行うなど、作付再開に向けた取組を後押ししていく。作付にあたって地元からのニーズも高いカリ肥料については、前述の補正事業で支援する予定。
- ・林業については、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に行う事業を試験的に実施していく。
- ・水産業については、長らく操業を自粛してきたが、昨年 6 月から魚種を限定して試験操業を実施しているところ。
- ・なお、農林水産業の復興を行っていく上で、どうしても賠償がネックとなる場面が多い。関係省庁におかれては、円滑な賠償に向けてご指導のほどよろしくお願いしたい。

（経産省）

- ・東京電力福島第一原子力発電所の安全性確保については、廃炉対策推進会議を設置したので、中長期ロードマップを改定するなど、廃炉の加速化を進めたい。分かりやすい説明資料も作る。昨年一般向けに説明も行っている。現在、東京電力福島第一原子力発電所は安定している。

（規制庁）

- ・東京電力福島第一原子力発電所の安全性確保については、東電の実施計画の審査をしている。当該実施計画の中で、東京電力に対し、自治体・住民への説明をしっかりとるよう求めるとともに、その審査状況について規制庁から

地元自治体に対し、説明も行っている。

- ・モニタリングについては、総合モニタリング計画に従って進めている。今後、計画も見直す予定。また、区域見直しに伴う住民の帰還に向けたモニタリングについても所要の予算措置を行うこととしている。

（環境省）

- ・住民と最も接することとなる保健所や学校と、直接指示関係にあるわけではないが、効率的にリスクミを行うために、一般向けよりも教育関係者等の指導者に対するリスクミを重点的に行っている。また福島県や県内市町村には合計70名のアドバイザーがあり、アドバイザー同士の情報交換ができる場を作っている。住民に対しては、少人数で参加型の研修会・講習会をモデル的に実施している。

（復興庁）

- ・インフラ工程表に基づきインフラ復旧を進めている。避難解除区域や避難指示解除準備区域への住民帰還のために必要不可欠な施設の復旧や整備については、居住制限区域や帰還困難区域においても進めてもらいたい旨、支援Tと連名で改めて要請させて頂く。広域インフラの代行範囲は、居住制限区域や帰還困難区域でも国の対応が可能となるよう福島特措法の改正を予定している。インフラ復旧の隘路となっている工事廃棄物の仮置場確保・運用等について現地において課題解決を図るべく、福島復興総局を事務局とする協議会を立ち上げる予定。
- ・なお、今回策定するプランは、復興大臣の下で総括本部を構成する担当省庁が責任をもって実施することとし、実施状況はフォローアップを行う。実施にあたっては、福島復興再生総局も活用する。

（峰久事務局長）

- ・総局は即断即決で地元ニーズに対応しているが、それに対応できない部分については、総括本部でしっかりと取組んでいただきたい。

（復興大臣）

- ・福島は原子力災害に起因する放射能の問題がある。問題解決には国が前面に立ってもらいたい。制度を作っても、自治体は理解するだけで大変。提案型で創造的に対応を考えていって欲しい。リスクコミュニケーションもいかに分かりやすく伝えるかという議論が必要。避難指示の解除を待つことなく、被災者が故郷へ一日も早く帰れるように、課題を積極的に乗り越える努力をしてもらいたい。

以上